

<第2次国賠訴訟記者会見～口頭コメント資料>

①本国賠訴訟の仕組みについて

本国賠訴訟は、環境省の行政行為の違法を問うもの

↓

行政行為には広い自由裁量が認められるので、原則として適法

↓

当該行政行為が「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く場合」のみ違法と評価される

②第1次国賠訴訟では、自由裁量を理由に殆ど実質的な審理がなされず棄却

↓

審理した体裁をとってはいるが、殆ど実質的な審理がなされず棄却判決
～参照値の数値的な検討は全くしていない～

③第2次国賠訴訟の目標は、実質的な審理を受けること

↓

なぜか？ →参照値の数値的な検討をすると、簡単には棄却できない

↓

なぜか？ →参照値の数値があまりにも合理的でないので、裁判所がこれを検討すると、第1次国賠訴訟地裁判決のように簡単には、「上記権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められない」とは言えない

④本記者発表において特にお願いしたいこと

「今回は、『門前払い』の審理・判決。今回は、前回のように逃げることなく、真正面から審理してほしい」という原告ら及び代理人の願いを伝えて欲しい。